○国土交通省令第五十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）
区分 / 定員 / 備考	区分 / 定員 / 備考
本省 / 三九、〇七一人	本省 / 三九、〇七七人
観光庁 / 二二二人	観光庁 / 二二二人
気象庁 / 四、九八〇人	気象庁 / 四、九八五人
運輸安全委員会 / 一八二人 / 事務局の職員の定員とする。	運輸安全委員会 / 一八二人 / 事務局の職員の定員とする。
海上保安庁 / 一四、四二七人	海上保安庁 / 一四、四二七人
合計 / 五八、八八二人	合計 / 五八、八九三人

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和三年九月三十日までの間	三九、一四六人

○国土交通省令第五十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項の規定に基づき、独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際観光振興機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成） **第十六条**　通則法第三十九条第一項後段の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。	（新設）